

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が、休日は、
その翌日)

目 次

◇規 則 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の施行期日を定める規則 (人事課)

鳥取県立児童謡館管理規則 (文化振興課)

鳥取県立鳥取港海友館管理規則 (港湾課)

鳥取県聴聞等の手続の関する規則の一部を改正する規則 (人事課)

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (医務薬事課)

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (耕地課)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則 (会計課)

鳥取県貿易振興資金貸付規則を廃止する規則 (商工振興課)

◇公 告 鳥取県の職員の給与等の状況 (人事課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立児童謡館管理規則

一 目的 (第一条関係)

この規則は、鳥取県立児童謡館 (以下「児童謡館」という。) の管理に関し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

二 開館時間 (第二条関係)

1 児童謡館の開館時間は、午前九時から午後五時 (多目的ホールの利用にあつては、午後九時) までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができることとした。

2 知事は、開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を児童謡館に掲示しなければならないこととした。

三 休館日 (第三条関係)

1 児童謡館の休館日は、次のとおりとすることとした。

(一) 月曜日 (その日が休日にあたる場合は、その直後の休日でない日)

(二) 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができることとした。

3 二の2は、2により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合は、二の2と同様の措置を講ずることとした。

四 利用の許可の申込み等 (第四条関係)

1 児童謡館に入館して児童謡館の展示物を観覧しようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の許可の申込みをしなければならないこととした。

2 児童謡館の多目的ホールを利用しようとする者は、利用しようとする日の一年前から七日前までに、申請書を知事に提出しなければならないこととした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

五 入館券及び利用許可書の交付 (第五条関係)

知事は、童謡館の利用の許可をしたときは、童謡館に入館して童謡館の展示物を観覧する者に対しては知事が別に定める入館券を、多目的ホールを利用する者に対しては許可書を交付することとした。

六 利用許可の変更（第六条関係）

ホール利用者は、その許可に係る事項を変更しようとするときは、申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならないこととした。

七 利用の辞退の届出（第七条関係）

ホール利用者は、多目的ホールの利用を辞退しようとするときは、あらかじめ届出書を知事に提出しなければならないこととした。

八 施設設備のき損等の届出（第八条関係）

童謡館の利用の許可を受けた者は、童謡館の施設設備又は展示物をき損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならないこととした。

九 利用の終了の届出（第九条関係）

ホール利用者は、ホールの利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならないこととした。

十 利用料金の減免（第十条関係）

利用料金の減免をすることができる場合は、次のとおりとすることとした。

(一) 多目的ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき。

(二) 管理受託者が特に減免の必要があると認めたととき。

十一 雑則（第十一条関係）

この規則に定めるもののほか、童謡館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

十二 施行期日

この規則は、平成七年七月七日から施行することとした。

◇鳥取県立鳥取港海友館管理規則

一 目的（第一条関係）

この規則は、鳥取県立鳥取港海友館（以下「海友館」という。）の管理に關し必要な事項を定めることを目的とすることとした。

二 開館時間（第二条関係）

1 海友館の開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとすることとした。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができるとこととした。

2 知事は、開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を海友館に掲示しなければならないこととした。

三 休館日（第三条関係）

1 海友館の休館日は、次のとおりとすることとした。

(一) 月曜日（その日が休日当たるときは、その直後の休日でない日）

(二) 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができることとした。

3 二の2は、2により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用することとした。

四 利用の許可の申込み等（第四条関係）

1 利用許可を受けようとする者は、知事に申し込まなければならないこととした。

2 知事は、海友館の利用を許可したときは、入館券を交付するものとするにとこととした。

五 行為の制限（第五条関係）

1 海友館においては、次の行為をしてはならないこととした。

(一) 海友館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

- (二) 許可を受けないで海友館の展示物を模写し、又は撮影すること。
- (三) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (四) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (五) その他知事が別に定める行為
- 2 知事は、1に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、海友館への入館を拒み、又は海友館からの退去を命ずることができることとした。
- 六 措置命令（第六条関係）
- 知事は、海友館の適正な管理を図るため必要があるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができることとした。
- 七 利用許可の取消し（第七条関係）
- 知事は、利用者が次のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができることとした。
- (一) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく処分違反したとき。
- (二) 六の命令に従わないとき。
- (三) 利用許可の条件に違反したとき。
- (四) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (五) その他海友館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。
- 八 使用料の減免（第八条関係）
- 海友館の使用料の減免を受けようとする者は、申請書を知事に提出しなければならないこととした。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでないこととした。
- 九 委任（第九条関係）
- この規則に定めるもののほか、海友館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。
- 十 施行期日
- この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県行政手続条例の規定に基づき知事が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続は、行政手続法の規定に基づき知事が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続と同様の手続とすることとした。（第一条、新第十三条関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 一 骨髓提供希望者が組織適合検査のために行う血液採取に要する使用料等を免除することとした。
- 二 市町村その他の団体が実施するBCG経皮接種について、減額して徴収する使用料の額を一人一回につき四百三十一円（現行四百二十九円）に引き上げることとした。
- 三 市町村その他の団体が実施する精密検査について、減額して徴収する使用料の額を一人一件につき三百五十一円（現行三百六十四円）に引き上げることとした。
- 四 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

- 一 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正
- 1 平成三年七月一日以後に入寮した者に係る使用料の改正（別表関係）
- (一) 対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

二 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入所した者に係る使用料の改正 (別表関係)

(一) 対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	金額 (一)		人月額 (一)	
	現行	改正後	現行	改正後
C十階層	一五三、一五〇円	一五三、八五〇円	一五二、一五〇円	一五二、八五〇円
D階層	一五四、一一〇円	一五四、八二〇円	一五三、一二〇円	一五三、八二〇円

(二) 夫婦で入所する場合の夫婦それぞれの対象収入額は、夫婦の収入総額を合算した額から夫婦の必要経費総額を合算した額を控除した額の二分の一の額とみなすこととした。

2 平成三年七月一日前に入寮した者に係る使用料の改正 (附則別表関係)

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、九二七、一一一円以上 (現行三、九一〇、三二二円以上) とするとともに、C十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対象収入額		金額 (一)		人月額 (一)	
	現行	改正後	大居室を使用する場合	改正後	小居室を使用する場合	改正後
十七階層	三、〇〇〇、〇〇円以上 三、九二〇、三三〇円以下	三、〇〇〇、〇〇円以上 三、九二七、一一〇円以下	一五三、一五〇円	一五三、八五〇円	一五二、一五〇円	一五二、八五〇円
十八階層	三、九二〇、三三〇円以上	三、九二七、一一〇円以上	一五四、一二〇円	一五四、八二〇円	一五三、一二〇円	一五三、八二〇円

三 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

一 県営ほ場整備事業のうち新たに実施される担い手育成基盤整備事業についても、低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業と同じ条件で分担金を徴収するようすることとした。(別表第一関係)

二 中山間地域農村活性化総合整備事業の事業名を中山間地域総合整備事業に改めるとともに、同事業に係る各年度の分担金の額を工事費の百分の五 (現行百分の七) に相当する額及び事務費の百分の十五 (現行百分の十七) に相当する

(二) 夫婦で入所した場合の夫婦それぞれの対象収入額は、夫婦の収入総額を合算した額から夫婦の必要経費総額を合算した額を控除した額の二分の一の額とみなすこととした。

2 平成三年七月一日前に入所した者に係る使用料の改正 (附則別表関係)

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、九二七、一一一円以上 (現行三、九一〇、三二二円以上) とするとともに、C十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	金額 (一)		人月額 (一)	
	現行	改正後	現行	改正後
C十階層	一五三、一五〇円	一五三、八五〇円	一五二、一五〇円	一五二、八五〇円
D階層	一五三、八二〇円	一五四、五〇〇円	一五三、八二〇円	一五三、五二〇円

階層	対象収入額		金額 (一)		人月額 (一)	
	現行	改正後	大居室を使用する場合	改正後	小居室を使用する場合	改正後
十七階層	三、〇〇〇、〇〇円以上 三、九二〇、三三〇円以下	三、〇〇〇、〇〇円以上 三、九二七、一一〇円以下	一五三、一五〇円	一五三、八五〇円	一五二、一五〇円	一五二、八五〇円
十八階層	三、九二〇、三三〇円以上	三、九二七、一一〇円以上	一五六、八〇〇円	一五四、五〇〇円	一五三、八〇〇円	一五三、五〇〇円

額の合算額とすることとした。(別表第一関係)

三 一の規則は、平成七年四月一日から施行することとした。

二 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

一 次の手数料の額を新たに定めることとした。(別表関係)

1 電気工事士免状交付手数料

第一種電気工事士免状 五千四百円

第二種電気工事士免状 四千七百元

2 電気工事士免状再交付手数料 二千二百円

3 電気工事士免状書換え手数料 千円

二 教育職員の普通免許状の授与手数料等八十九件について、地方公共団体手数料令の最高限度額の引き上げ額と同額の引き上げを行うこととした。(別表関係)

三 この規則は、平成七年四月一日から施行することとした。ただし、狩猟免許手数料等七件については、同月十六日から施行することとした。

規 則

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の施行期日を定める規則

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第二十一号)の施行期日は、平成七年四月一日とする。

鳥取県立児童謡館管理規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十七号

鳥取県立児童謡館管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第二号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立童謡館(以下「童謡館」という。)の管理に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第二条 童謡館の開館時間は、午前九時から午後五時(多目的ホールの利用にあつては、午後九時)までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を童謡館に掲示しなければならない。

(休館日)

第三条 童謡館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日)をいう。以下同じ)に当たるときは、その直後の休日でない日)
- 二 一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の許可の申込み等)

第四条 童謡館に入館して童謡館の展示物を観覧しようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の許可の申込みをしなければならない。

2 童謡館の多目的ホールを利用しようとする者は、利用しようとする日(当該利用が二日以上にわたる場合は、その初日)の一年前から七日前までに、様式第一号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(入館券及び利用許可書の交付)

第五条 知事は、童謡館の利用の許可をしたときは、童謡館に入館して童謡館の展示物を観覧する者に対しては知事が別に定める入館券を、多目的ホールを利用する者に対しては様式第二号による許可書を交付するものとする。

(利用許可の変更)

第六条 多目的ホールの利用の許可を受けた者(以下「ホール利用者」という。)は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第三号による申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第七条 ホール利用者は、多目的ホールの利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。

(施設設備のき損等の届出)

第八条 条例第三条の規定による許可を受けた者は、童謡館の施設設備又は展示物をき損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならない。(利用の終了の届出)

第九条 ホール利用者は、ホールの利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(利用料金の減免)

第十条 条例第九条の規定による利用料金の減免をすることができる場合は、次のとおりとする。

- 一 多目的ホールを専ら練習又は準備のために利用するとき。
- 二 条例第七条に規定する童謡館の管理の委託を受けた者が特に減免の必要があると認めるとき。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、童謡館の管理に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成七年七月七日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

鳥取県立童謡館多目的ホール利用許可申請書

年 月 日

職 氏名 殿

郵便番号 □□□□—□□□□

住 所

申請者 氏 名

印

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

鳥取県立童謡館多目的ホールを利用したいので、次のとおり申請します。

利用目的										
利用期間	年 月 日 () 午 前	時 分	から	年 月 日 () 午 前	時 分	まで				
	区 分	準 備	開 始	整 理						
利用内容	月 日 ()	時 分	～	時 分						
	月 日 ()	時 分	～	時 分						
	月 日 ()	時 分	～	時 分						
入場者等予定人員										
設備利用の有無	有 () 無 ()									
冷・暖房利用の有無	有・無									
会場責任者	(住 所) (氏 名) (電話番号)									
備考										

様式第2号 (第5条関係)

鳥取県立童謡館多目的ホール利用許可書

第 号

住所 氏名

殿

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

職 氏名

印

年 月 日付けで申請のあった鳥取県立童謡館多目的ホールの利用については、次のとおり許可します。

利用目的										
利用期間	年 月 日 () 午 前	時 分	から	年 月 日 () 午 前	時 分	まで				
利用料金	円									
許可の条件										

備考 利用料金には、設備利用料金及び冷・暖房利用料金は含まれません。

様式第3号(第6条関係)

鳥取県立童謡館多目的ホール利用許可変更申請書

年 月 日

職 氏名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

⑩

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

利用許可を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

許可年月日 及び番号	年 月 日	第 号
利用目的		
利用期間	年 月 日()午 前	年 月 日()午 前
	時 分から	時 分まで
変更内容	変 更 事 項	変 更 前
		変 更 後
変更理由		

添付書類 変更に係る利用許可書

様式第4号(第7条関係)

鳥取県立童謡館多目的ホール利用辞退届出書

年 月 日

職 氏名 殿

郵便番号 □□□□-□□

住 所

申請者 氏 名

⑩

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

鳥取県立童謡館多目的ホールの利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日	第 号
利用目的		
利用期間	年 月 日()午 前	年 月 日()午 前
	時 分から	時 分まで
辞退理由		

添付書類 辞退に係る利用許可書

鳥取県立鳥取港海友館管理規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

鳥取県立鳥取港海友館管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成七年三月鳥取県条例第六号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立鳥取港海友館(以下「海友館」という。)の管理に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第二条 海友館の開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を海友館に掲示しなければならない。

(休館日)

第三条 海友館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日(その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日)をいう。以下同じ。)に当たるときは、その直後の休日でない日)
- 二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の許可の申込み等)

第四条 条例第四条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、使用料を払い込むことにより知事に申し込まなければならない。

2 知事は、利用許可をしたときは、様式第一号による入館券を交付するものとする。

(行為の制限)

第五条 海友館においては、次の行為をしてはならない。

- 一 海友館の施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- 二 許可を受けないで海友館の展示物を模写し、又は撮影すること。
- 三 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- 四 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- 五 その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、海友館への入館を拒み、又は海友館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第六条 知事は、海友館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第七条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- 一 条例若しくはこの規則の規定又はこれらに基づく処分違反したとき。
- 二 前条の命令に従わなとき。
- 三 利用許可の条件に違反したとき。
- 四 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- 五 その他海友館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(使用料の減免)

第八条 海友館の使用料の減免を受けようとする者は、様式第二号による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、海友館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

(年月日)	(番号)
海友館入館券	
()	()
当日限り有効	
¥ _____	
(年月日)	(番号)
入 館 券 控	()
¥ _____	

備考 () 欄は、利用の区分に応じ、次のように表示する。

- (1) 児童又は中学校の生徒で個人の場合……個・小
- (2) 児童又は中学校の生徒で団体の場合……団・小
- (3) 高等学校の生徒、学生又は一般人で個人の場合……個・大
- (4) 高等学校の生徒、学生又は一般人で団体の場合……団・大

様式第2号 (第6条関係)

鳥取県立鳥取港海友館使用料減免申請書

職 氏名 殿

年 月 日

次のとおり鳥取県立鳥取港海友館の使用料を減免してくださるよう申請します。

申請者 住 所
氏 名
電話番号



入 館 年 月 日	年 月 日
入 館 人 員	人
引 率 責 任 者 氏 名	
使 用 料 の 額	
減 免 申 請 の 額	
減 免 を 必 要 と す る 理 由	

注：引率責任者氏名欄は、個人で利用する場合は記入しないこと。

鳥取県聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十九号

鳥取県聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成六年九月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「という。」の下に「又は鳥取県行政手続条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十四号。以下「条例」という。）を加える。

第十一条第一項第六号中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（条例に基づく聴聞等の手続）

第十三条 条例の規定に基づき知事が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に対する第

二条第一項並びに第二項第一号から第三号まで及び第五号、第四条第一項並びに第二

項、第五条第一項並びに第三項、第六条第一項並びに第二項、第七条第一項、第九条、

第十条並びに第十一条第一項中各号列記以外の部分、同項第六号並びに第三項の規定

の適用については、これらの規定中「法」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。

2 条例の規定に基づき知事が行う聴聞及び弁明の機会の付与の手続に対する第三条第

一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「法第三十条」とあるのは

「条例第二十九条」と、「法第十七条第一項」とあるのは「条例第十七条第一項」と

読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

骨髓提供登録に係る採血 骨髓提供登録に係る検査を受ける者

別表中「四百二十九円」を「四百三十一円」に、「三百六十四円」を「三百五十二円」に改める。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十一号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一五三、一五〇円」を「一五三、八五〇円」に、「一五二、一五〇円」を「一五二、八五〇円」に改め、同表D階層の項中「三、九一〇、三二二円」を「三、九二七、一二二円」に、「一五三、一二〇円」を「一五三、八二〇円」に改める。

別表十七階層の項中「三、九一〇、三三二円」を「三、九二七、一二〇円」に、「一五三、一五〇円」を「一五三、八五〇円」に、「一五二、八五〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、九一〇、三三二円」を「三、九二七、一二二円」に、「一五四、一二〇円」を「一五四、八二〇円」に、「一五三、一二〇円」を「一五三、八二〇円」に改め、同表の備考3中「において」を「の使用料については」に、「に相当する額が一、五〇〇、〇〇〇円以下であるときは、当該二分の一に相当する」を「の」に改め、「その」の下に「対象収入額が一、五〇〇、〇〇〇円以下に該当する場合の」を加える。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一五三、一五〇円」を「一五三、八五〇円」に、「一五二、一五〇円」を「一五二、八五〇円」に改め、同表D階層の項中「三、九一〇、三二二円」を「三、九二七、一二二円」に、「一五三、八二〇円」を「一五四、五二〇円」に改める。

円」に、「一五二、八二〇円」を「一五三、五二〇円」に改める。

別表十七階層の項中「三、九一〇、三三二円」を「三、九二七、一二〇円」に、「一五三、一五〇円」を「一五三、八五〇円」に、「一五二、一五〇円」を「一五二、八五〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、九一〇、三三二円」を「三、九二七、一二二円」に、「一五三、八二〇円」を「一五四、五二〇円」に、「一五二、八二〇円」を「一五三、五二〇円」に改め、同表の備考3中「において」を「の使用料については」に、「に相当する額が一、五〇〇、〇〇〇円以下であるときは、当該二分の一に相当する」を「の」に改め、「その」の下に「対象収入額が一、五〇〇、〇〇〇円以下に該当する場合の」を加える。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十二号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業」の下に「及び担い手育成基盤整備事業」を加え、同表第五号中「中山間地域農村活性化総合整備事業」を「中山間地域総合整備事業」に、「百分の七」を「百分の五」に、「百分の十七」を「百分の十五」に改める。

附 則

1 この規則は、平成七年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則別表第一の規定は、平成七年度以後に採択された事業に係る分担金から適用し、平成六年度以前に採択された事業に係る分担金については、なお従前の例による。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十三号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三号の四及び第三号の五中「二千八百円」を「三千二百円」に改め、同表第三号の六中「千四百円」を「千六百円」に改め、同表第三号の七中「書換え又は再交付手数料」を「書換え手数料」に、「七百元」を「八百元」に改め、同表第三号の八中「千四百円」を「千六百円」に改め、同表中同号を第三号の九とし、第三号の七の次に次の一号を加える。

三の八 教育職員の免許状の再交付手数料

千円

別表第四号中「九万八千円」を「十一万円」に改め、同表第五号中「九万二千円」を「十万円」に改め、同表第六号中「二万九千円」を「三万四千円」に改め、同表第七号中「三千四百円」を「三千九百円」に改め、同表第八号中「二千五百円」を「二千九百円」に改め、同表第九号中「二千円」を「二千三百円」に改め、同表第十号中「二千円」を「二千七百円」に改め、同表第十一号中「二千円」を「二千四百円」に改め、

同表第十六号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同表第十七号中「二千五百円」を「二千九百円」に改め、同表第十八号中「二千九百円」を「三千三百円」に改め、同表第十九号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同表第二十三号中「二千五百円」を「二千九百円」に改め、同表第二十四号中「二千九百円」を「三千三百円」に改め、同表第二十六号中「一万九千円」を「二万二千元」に改め、同表第二十六号の二中「六千二百円」を「七千二百円」に改め、同表第二十七号中「一万九千円」を「二万二千元」に改め、同表第二十九号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同表第三十号中「一万四千円」を「一万六千元」に改め、同表第三十一号及び第三十一号の二中「二千二百円」を「二千五百円」に改め、同表第三十二号中「二千五百円」を「二千九百円」に改め、同表第三十三号中「二千九百円」を「三千三百円」に改め、同表第三十四号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同表第三十六号中「二千五百円」を「二千九百円」に改め、同表第三十七号中「二千九百円」を「三千三百円」に改め、同表第三十八号の二中「一万四千円」を「一万六千元」に改め、同表第四十二号、第四十九号、第五十号、第五十一号及び第五十三号中「九千円」を「九千四百円」に改め、同表第七十一号の三中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同表第七十一号の四中「七千七百円」を「九千九百円」に改め、同表第七十一号の五中「二千四百円」を「二千七百円」に改め、同表第七十一号の六中「三千円」を「三千四百円」に改め、同表第七十二号中「二千二百円」を「三千円」に改め、同表第七十三号中「九百円」を「千六百円」に改め、同表第九十一号中「二千九百円」を「三千四百円」に改め、同表第九十三号中「三千五百円」を「四千四百円」に改め、同表第九十四号中「三千三百円」を「三千七百円」に改め、同表第九十三号中「二万八千円」を「三万千元」に改め、同表第九十四号中「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同表第九十八号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同表第九十九号中「五千五百円」を「六千四百円」に改め、同表第一百十号中「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同表第一百十一号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同表第一百十二号中「三千六百円」を「四千二百円」に改め、同表第一百三十三号中「四千七百円」を「五千五百円」に改め、同表第一百五十五号中「二千九百円」を「三千四百円」に改め、同表第一百六十六号中「三千五百円」を「四千四百円」に改め、同表第一百七

号中「三千七百円」を「四千三百円」に改め、同表第百十八号及び第百十九号中「二千九百円」を「三千四百円」に改め、同表第百二十号中「三千五百円」を「四千四百円」に改め、同表第百二十一号中「三千五百円」を「四千四百円」に改め、同表第百二十二号中「二万五千円」を「二万八千円」に改め、同表第百二十三号中「九千五百円」を「二万二千円」に改め、同表第百二十四号中「二万五千円」を「二万八千円」に改め、同表第百二十五号中「九千五百円」を「一万二千円」に改め、同表第百二十六号及び第百二十七号中「六千円」を「六千九百円」に改め、同表第百二十八号中「千七百円」を「二千円」に改め、同表第百二十九号中「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同表第百三十号中「千七百円」を「二千円」に改め、同表第百三十一号中「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同表第百三十二号中「千七百円」を「二千円」に改め、同表第百三十三号中「二千四百円」を「二千八百円」に改め、同表第百三十三号の二中「千七百円」を「二千三百円」に改め、同表第百三十三号の三中「二千八百円」を「三千九百円」に改め、同表第百三十四号中「七千円」を「八千五百円」に改め、同表第百六十四号中「三千二百円」を「三千五百円」に、「四千三百円」を「四千八百円」に改め、同表第百六十五号中「八百円」を「九百三十円」に改め、同表第百六十五号の二中「二千三百円」を「二千六百円」に改め、同表第百六十五号の三中「千六百円」を「千八百円」に改め、同表第百六十五号の四中「八百円」を「九百五十円」に改め、同表第百六十五号の五中「八百円」を「九百四十円」に改め、同表第百六十六号中「二千六百円」を「二千九百円」に改め、同表第百七十八号の二中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同表第百七十八号の七の次に次の三号を加える。

百七十八の八 電気工事士免状交付手数料

第一種電気工事士免状

五千四百円

第二種電気工事士免状

四千七百円

百七十八の九 電気工事士免状再交付手数料

二千二百円

百七十八の十 電気工事士免状書換え手数料

千円

同表第百八十七号の四中「二万八千円」を「三万二千円」に改め、同表第百八十七号の五中「二万二千円」を「二万六千円」に改め、同表第百八十七号の六中「五百八十円」

を「六百六十円」に改め、同表第百八十七号の七中「三百六十円」を「四百三十円」に改める。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。ただし、別表第百六十四号から第百六十六号までの改正規定は、同月十六日から施行する。

鳥取県貿易振興資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成七年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十四号

鳥取県貿易振興資金貸付規則を廃止する規則

鳥取県貿易振興資金貸付規則（平成六年三月鳥取県規則第二十号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

公 告

鳥取県の職員の給与等の状況を次のとおり公表する。

平成7年3月31日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県の職員の給与等について

1 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本 台帳人口 (平成6年 3月末現在)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率B/A (全国平均)	平成4年度の 人 件 費 率
平成5年度	618,349人	404,340,516千円	1,281,048千円	96,915,141千円	24.0% (29.6)	25.5%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

2 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区 分	職 員 数 A	給 与			費 計 B	1人当たり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当		
平成6年度	11,566人	45,527,449千円	8,085,632千円	21,477,201千円	75,090,282千円	6,492千円

(注) 1 職員手当に退職手当は含まない。

2 給与費は、2月補正後の予算に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成6年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			小・中学校教育職		
	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢
鳥 取 県	313,087円	367,069円	39.0歳	352,968円	457,271円	41.0歳	324,348円	361,437円	38.3歳
国	291,258円	—	38.7歳	307,677円	—	39.4歳	327,574円	—	38.8歳

区 分	高 等 学 校 教 育 職			現 業 職		
	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢
鳥 取 県	359,326円	402,556円	41.3歳	323,348円	360,451円	42.7歳
国	352,489円	—	40.4歳	268,502円	—	47.8歳

(注) これらの額は、平成6年度給与改定前のものである。

4 職員の初任給の状況 (平成6年4月1日現在)

区 分		鳥 取 県		国	
		初 任 給	採用2年後	初 任 給	採用2年後
一般行政職	大学卒	167,200円	180,500円	167,200円	180,500円
	高校卒	136,500円	145,900円	136,500円	145,900円
警 察 職	大学卒	182,500円	205,700円	182,500円	198,700円
	高校卒	154,100円	174,200円	154,100円	174,200円
小・中学校 教 育 職	大学卒	187,300円	200,500円	187,300円	200,500円
	高校卒	144,800円	158,100円	144,800円	158,100円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	187,300円	200,500円	187,300円	200,500円
	高校卒	144,800円	158,100円	144,800円	158,100円

(注) これらの額は、平成6年度給与改定後のものである。

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成6年4月1日現在)

区 分		経験年数		
		10 年	15 年	20 年
一般行政職	大学卒	261,885円	305,020円	368,942円
	高校卒	209,489円	263,467円	310,651円
警 察 職	大学卒	258,407円	310,300円	384,260円
	高校卒	234,800円	274,322円	343,828円
小・中学校 教 育 職	大学卒	266,992円	321,033円	371,140円
	高校卒	-円	-円	-円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	276,235円	329,471円	374,331円
	高校卒	-円	-円	-円
現 業 職	大学卒	-円	-円	-円
	高校卒	199,224円	251,876円	304,780円

(注) これらの額は、平成6年度給与改定前のものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況 (平成6年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	計
標準的な 職務内容	主事、技 師	主事、技 師	主事、技 師	係長、主 任、主事、 技師	係長、主 任	課長補佐、 係長、主 任	課長補佐	課 長	課 長	次 長	部 長	
職 員 数	134人	327人	465人	409人	347人	667人	366人	247人	59人	32人	11人	3,064人
構 成 比	4.4%	10.7%	15.2%	13.3%	11.3%	21.8%	11.9%	8.1%	1.9%	1.0%	0.4%	100.0%
1年前の構成比	4.8%	10.4%	15.9%	14.5%	9.6%	21.5%	12.0%	8.2%	2.0%	0.7%	0.4%	100.0%
5年前の構成比	4.4%	13.6%	17.2%	7.8%	7.6%	31.8%	7.9%	7.5%	1.3%	0.6%	0.3%	100.0%

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

7 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種	一般行政職	警 察 職	小・中学校 教 育 職	高 等 学 校 教 育 職	現 業 職
平成5年度	職 員 数 A	11,848人	3,039人	1,100人	3,960人	1,671人	630人
	昇給期間を短縮して昇給した職員数B	2,515人	756人	268人	677人	307人	105人
	比 率 B/A	21.2%	24.9%	24.4%	17.1%	18.4%	16.7%
平成4年度	職 員 数 A	11,846人	3,079人	1,111人	3,983人	1,671人	629人
	昇給期間を短縮して昇給した職員数B	2,558人	769人	276人	660人	314人	127人
	比 率 B/A	21.6%	25.0%	24.8%	16.6%	18.8%	20.2%

8 職員手当の状況

区 分	鳥 取 県			国		
	期 末 手 当 勤 勉 手 当			期 末 手 当 勤 勉 手 当		
期 末 手 当	6 月 期	1.6 月 分	0.6 月 分	6 月 期	1.6 月 分	0.6 月 分
勤 勉 手 当	12 月 期	1.9 月 分	0.6 月 分	12 月 期	1.9 月 分	0.6 月 分
	3 月 期	0.5 月 分	一 月 分	3 月 期	0.5 月 分	一 月 分
(平成6年度)	計	4.0 月 分	1.2 月 分	計	4.0 月 分	1.2 月 分
(支給割合)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置			職制上の段階、職務の 級等による加算措置		
	自 己 都 合 勤 奨 ・ 定 年			自 己 都 合 勤 奨 ・ 定 年		
	勤続20年	21.0 月 分	28.875 月 分	勤続20年	21.0 月 分	28.875 月 分
	勤続25年	33.75 月 分	44.55 月 分	勤続25年	33.75 月 分	44.55 月 分
	勤続35年	47.5 月 分	62.7 月 分	勤続35年	47.5 月 分	62.7 月 分
	最高限度	60.0 月 分	62.7 月 分	最高限度	60.0 月 分	62.7 月 分
退 職 手 当	1 人 当 た り			1 人 当 た り		
(支給率)	平均支給額	1,479 千 円	29,234 千 円	平均支給額	1,479 千 円	29,234 千 円
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
	退職時特別昇給 10年以上20年未満勤続 1号給 20年以上勤続 2号給			退職時特別昇給 1号棒		
調 整 手 当	支 給 対 象 地 域 (支給対象機関等)			特 別 区	大 阪 市	北 九 州 市
				(東京事務所)	(大阪事務所)	(北九州駐在)
	支 給 率			12%	10%	6%
(平成6年4)	支 給 対 象 職 員 数			25人	11人	1人
(月1日現在)	国 の 制 度 (支給率)			12%	10%	6%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成5年度)			378,611円		
特 殊 勤 務 手 当	職員全体に占める手当支給職員の割合			42.3%		
	支給対象職員1人当たり平均支給年額			72,648円		
	手 当 の 種 類 (手 当 数)			61		
(平成5年度)	代表的な手当 の名称	支給額の多い手当		夜間看護手当、医療業務手当、教育業務連絡 指導手当、犯罪捜査手当、病院業務手当		
		多くの職員に支給されてい る手当		教育業務連絡指導手当、病院業務手当、教員 特殊業務手当、夜間特殊業務手当、犯罪捜査 手当		
時 間 外 勤 務 手 当	平成5年度	支 給 総 額		1,422,751千円		
		職員1人当たり支給年額		120千円		
	平成4年度	支 給 総 額		1,386,377千円		
		職員1人当たり支給年額		117千円		

(注) 退職手当1人当たり平均支給額は、前年度に退職した一般職員に支給された平均額である。

(平成6年4月1日現在)

区 分	対 象 職 員	支 給 月 額	国との異同
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者 16,000円	同じ
		配偶者以外の扶養親族のうち2人 5,500円	
配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円			
その他の者 2,000円			
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 1人につき2,000円を加算	
住居手当	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	借家・借間居住者 家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給	同じ
		自宅居住者 新築又は購入時から5年間は2,500円、それ以降は1,000円	
通勤手当	交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員	交通機関等利用者 運賃等の額が40,000円以下の者…運賃等の額 運賃等の額が40,000円を超える者… …40,000円+(運賃等の額-40,000円)×½ 〈最高限度額45,000円〉	同じ
		自動車等使用者 通勤距離に応じ、2,000円～20,900円を支給	

9 特別職の報酬等の状況 (平成6年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当 (平成6年度支給割合)	
知 事	1,200,000円	6月期	1.6月分
副 知 事	940,000円		
出 納 長	790,000円	12月期	1.9月分
議 長	900,000円	3月期	0.5月分
副 議 長	780,000円	計	4.0月分
議 員	730,000円		

10 定員の状況

ア 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

区 分		職 員 数			対 前 年 増 減 数		
		平成4年	平成5年	平成6年	平成4年	平成5年	平成6年
一 般 行 政 部 門	議 会	21	21	21	0	0	0
	総務企画	451	453	467	1	2	14
	税 務	129	131	129	△ 9	2	△ 2
	民 生	488	482	480	△ 1	△ 6	△ 2
	衛 生	358	369	374	13	11	5
	労 働	65	65	63	1	0	△ 2
	農林水産	1,034	1,039	1,026	△ 11	5	△ 13
	商 工	134	137	138	2	3	1
	土 木	691	698	711	△ 6	7	13
	小 計	3,371	3,395	3,409	△ 10	24	14
特 別 行 政 門	教 育	6,327	6,309	6,299	38	△ 18	△ 10
	警 察	1,341	1,335	1,339	9	△ 6	4
	小 計	7,668	7,644	7,638	47	△ 24	△ 6
普通会計計		11,039	11,039	11,047	37	0	8
公 営 企 業 等 門	病 院	725	726	726	6	1	0
	水 道						
	下 水 道	7	7	7	0	0	0
	そ の 他	76	77	78	0	1	1
小 計	808	810	811	6	2	1	
合 計		11,847	11,849	11,858	43	2	9

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、鳥取県職員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

イ 平成6年の職員数の増減状況

部 門	増員数	減員数	差 引	主 な 増 減 理 由
一 般 行 政 部 門				
議 会	0	0	0	
総 務 企 画	17	3	14	西部経済文化会館、童謡館等の大規模なプロジェクトの建設業務の増等
税 務	0	2	△ 2	県税事務所組織見直しによる減等
民 生	6	8	△ 2	職員配置の見直しによる減等
衛 生	17	12	5	廃棄物対策、全県公園化の推進のための増等 水質試験検査体制の見直しによる減等
労 働	1	3	△ 2	職員配置の見直しによる減等
農 林 水 産	38	51	△ 13	フラワーパーク等農林関係プロジェクトの推進のための増等 中部農業開発事業所廃止、地方農林振興局等組織見直しによる減等
商 工	4	3	1	観光振興の推進のための増等
土 木	16	3	13	用地業務、ダム建設、町村下水道の過疎代行関連業務の推進のための増等
特 別 部 行 門				
教 育	126	136	△ 10	児童数の減少による減等
警 察	4	0	4	前年の欠員の補充
公 会 計 部 門 公 営 企 業 等				
病 院	0	0	0	
水 道	0	0	0	
下 水 道	0	0	0	
そ の 他	1	0	1	工業用水道の建設推進のための増

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】